

交通安全施設区画線補修 特記仕様書

当業務は秋田市道の安全な通行の確保を目的とし、舗装道路の区画線補修を迅速かつ適切に行うものである。
業務の実施にあたっては、以下の項目を遵守し、記載のない事項については監督員に確認すること。

- 第1 受注者は当業務を自社社員で直接施工しなければならない。
受注者は契約時に、担当者名簿および雇用保険加入を証明できる書面（作業責任者および作業副責任者）を提出しなければならない。
作業責任者および作業副責任者は、1つのブロックに専従するものとし、複数のブロックへの従事は認めない。
- 第2 受注者が業務を行う際には、会社名の掲載された作業車を使用しなければならない（会社名が確認できるのであれば、作業車への直接表示およびマグネットシート貼付を可とする）。
- 第3 業務は発注者の指示後、7日以内で補修を完了しなければならない。但し、天候等による不測の事態が発生し、その旨を発注者に報告・協議のあった場合にはこの限りでない。
特に緊急を要する指示に関しては速やかに対応するものとし、受注者側の都合による遅延は一切認めない。
- 第4 補修業務に要する経費は1ヶ月毎に精算し、月毎の初日から末日をその月の工期とし、完成書類の提出は翌月の4日まで（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、休日という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）に提出すること。
ただし、3月分の補修は3月31日まで提出すること。
完成書類は次のとおりとする。
①交通安全施設区画線補修完了報告書
②区画線設置箇所集計表
③テストピース（複数ブロックに跨るものは認めない）
④着工前・完成写真（見開き）
⑤作業中・作業車会社名写真
⑥補修箇所図（ゼンリン住宅地図程度以上の地図精度であること）
- 第5 受注者は月初めに発注者と協議を行い、パトロール計画書を作成し発注者に提出しなければならない。受注者は、パトロール計画書に基づきパトロールを実施しなければならない。
また、パトロール実施後は、パトロール結果表に補修箇所の地図および写真を添付し、速やかに提出しなければならない。パトロールの際に、道路の舗装面や道路施設に変状等を発見した場合、直ちに発注者に報告すること。
なお、該当する欠損箇所が無い場合もパトロール結果表は提出すること。
- 第6 パトロール結果表の提出に伴う補修の可否等および施工箇所が他のブロックにまたがる場合は、発注者の指示を受けること。ただし、発注者から特別の指示があった場合は、直ちに補修すること。
- 第7 受注者は積雪期であっても、舗装面の露出が見込まれる場合は第5の規定にかかわらず、状況に応じてパトロールを行い、結果表を提出しなければならない。

※ブロックについて

- 北部ブロック（1, 2, 3, 4）
- 中央ブロック（5, 6, 7, 8）
- 東部ブロック（9, 10）
- 南部ブロック（11, 12）
- 西部ブロック（13, 14）
- 河辺ブロック（15）
- 雄和ブロック（16）

交通安全施設区画線補修 担当者名簿

ブロック _____

受注者名 _____

印 _____

	担当者名	連絡先（携帯電話）
作業責任者		
作業副責任者		

注1) 作業責任者および作業副責任者は1つのブロックに専従するものとし、複数のブロックへの従事は認めない。

注2) 作業責任者および作業副責任者の雇用保険加入が証明できる書面を添付すること。